

■ 令和5年度 第1回 新潟市社会福祉審議会

日時：令和5年8月30日（水）午後2時～

会場：白山会館 大平明浄の間

（司 会）

それでは、まだお見えになられていない委員の方もいらっしゃると思いますが、定刻になりましたので、ただいまより、令和5年度第1回新潟市社会福祉審議会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます、福祉総務課の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙の中、また大変お暑い中お集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。

はじめに、配布資料の確認をさせていただければと思います。本日使用いたします資料ですが、机上配布してあるものと、先立って郵送させていただきましてご持参をお願いしたものがございます。

本日、机上配布させていただいた資料から確認をお願いいたします。まず、次第でございます。なお、事前に送付させていただきました次第から一部変更がございます。6番の報告（3）

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について」を追加させていただいております。あらかじめご承知おきます。次に、本日の座席表でございます。また、「本日の会議におきます意見について」というものを1枚お配りさせていただいております。本日の会議終了後に委員の皆様から何かご意見等をいただけるようであれば、後日、こちらの用紙、またはメールによりまして事務局へ提出いただければと思います。よろしくをお願いいたします。そして、本日の追加資料としまして、資料7「障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について」をお配りさせていただいております。本日配布させていただいたものは以上、計4枚でございます。

続きまして、事前に送付させていただいた資料のご確認をお願いいたします。まず、資料1としまして「新潟市社会福祉審議会条例」、資料2としまして「新潟市社会福祉審議会運営要綱」、資料3としまして「新潟市社会福祉審議会の組織」、資料4としまして「社会福祉審議会委員名簿」、資料5としまして「新潟市地域福祉計画の中間評価・見直しについて」、資料6としまして「地域包括ケア計画『高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』の策定について」でございます。

以上、不足等がございましたら、事務局にお申し付けいただければと思います。

続きまして、会議の公開及び議事録の取り扱いについてですが、本市の指針によりまして、会議は原則として公開することとしており、当審議会につきましても傍聴が可能となっております。

ます。会議の内容につきましては、後日、議事録を作成し、ホームページ等で公開させていただきます。会議録作成のため、内容を録音させていただきますことをご了承願います。

それでは続きまして、新潟市福祉部長の今井よりご挨拶を申し上げます。

(福祉部長)

皆さん、こんにちは。福祉部長の今井でございます。

本日は、お忙しい中、社会福祉審議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。この7月に一斉改選させていただきましたが、皆様方におかれましては委員をお引き受けいただき、改めて感謝申し上げる次第です。これから3年間、どうぞよろしく願いいたします。

市では、昨年から続く電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対し緊急支援給付金を支給するなど、支援を行ってまいりました。また、来月から始まる9月定例会においては、福祉施設などへの支援金支給について提案する予定で、現在、準備を進めているところでございます。引き続き必要な支援に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

さて、今年度からスタートしております「新潟市総合計画2030」では、市民の新潟への誇りと愛着を育むとともに、市の強みを最大限に活かしながら活力あふれるまちづくりと持続可能なまちづくりに取り組み、心豊かな暮らしができるまちの実現、さらに住み慣れた地域で誰もが安心して生活できるよう、介護・看護人材の確保を図りながら、地域包括ケアシステムを深化させるほか、生活困窮者の自立に取り組む取組を強化するなど、人口減少、それから超高齢社会に対応した地域共生社会の実現を目指し、まちづくりを進めているところでございます。委員の皆様におかれましては、さまざまな立場から意見を出していただき、本市の福祉がより向上するよう取り組んでいきたいと思っております。

簡単ではございますが、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。今日はよろしく願いいたします。

(司 会)

続きまして、新潟市子ども未来部長の高橋よりごあいさつを申し上げます。

(子ども未来部長)

皆様、こんにちは。子ども未来部、高橋でございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より本市の子ども・子育て支援に関しましてご理解、ご協力を賜りますこと、感謝申し上げます。

子ども未来部では、少子化社会への対応として、出会い、結婚から妊娠、出産、子育てまで、切れ目のない支援に取り組んでいるところでございます。昨年4月には、新潟市子ども条例を施行いたしました。子どもの権利について、権利の主体である子どもたちをはじめとする幅広

い市民の皆様へ普及啓発するとともに、子どもの意見表明、そして社会参加を促進する取組を推進しているところでございます。国においては、今年、こども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されるなど、子どもに関する取組や政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」に実現に向けてさまざまな取組が検討されているところでございます。このような国の動きを踏まえながら、本市でも切れ目のない総合的な子ども・子育て支援施策をより充実させていくよう、引き続き取り組んでまいります。

本審議会においては、児童福祉専門分科会、そして児童養護部会、この二つにつきましてはこども未来部が担当させていただいております。会議開催の折には、委員の皆様からそれぞれのお立場からの多くのご意見をいただきたいと考えております。どうぞ引き続き皆様のご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

(司 会)

それでは、今回は、委員の改選後初めての審議会でございます。はじめに委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。私から委員の皆様のお名前をお呼びいたしますので、お名前をお呼びしましたら、恐れ入りますがご起立をお願いいたします。

青木千代子委員です。

(青木委員)

よろしく願いいたします。

(司 会)

阿部行宏委員です。

(阿部委員)

よろしく願いします。

(司 会)

石橋富美世委員です。

(石橋委員)

よろしく願いいたします。

(司 会)

奥中祐次委員です。

(奥中委員)

よろしく願いします。

(司 会)

小野清一郎委員です。

(小野委員)

よろしくお願ひします。

(司 会)

小淵真史委員です。

(小淵委員)

よろしくお願ひいたします。

(司 会)

小柳真砂子委員です。

(小柳委員)

よろしくお願ひします。

(司 会)

久住真一委員です。

(久住委員)

お願ひします。

(司 会)

小林弘樹委員です。

(小林委員)

よろしくお願ひします。

(司 会)

古俣健委員です。

(古俣委員)

よろしくお願ひします。

(司 会)

斎藤聖治委員です。

(斎藤(聖)委員)

よろしくどうぞ。

(司 会)

斎藤直委員です。

(斎藤(直)委員)

よろしくお願ひします。

(司 会)

眞貝俊憲委員です。

(眞貝委員)

よろしくお願いいたします。

(司 会)

関塚美紀子委員です。

(関塚委員)

よろしくお願いいたします。

(司 会)

西村愛委員です。

(西村委員)

よろしくお願いいたします。

(司 会)

林豊彦委員です。

(林委員)

林です。よろしくお願いします。

(司 会)

保莉幸委員です。

(保莉委員)

よろしくお願いいたします。

(司 会)

細野弘康委員です。

(細野委員)

よろしくお願いいたします。

(司 会)

堀井愛子委員です。

(堀井委員)

よろしくお願いいたします。

(司 会)

丸田秋男委員です。

(丸田委員)

よろしくお願いいたします。

(司 会)

湯田昭子委員です。

(湯田委員)

よろしくお願いいたします。

(司 会)

和田圭央委員です。

(和田委員)

よろしくお願いいたします。

(司 会)

以上でございます。

なお、本日、田中申介委員、富田洋子委員、林正海委員、平澤正人委員、吉田亨委員は、ご都合によりご欠席のご連絡をいただいております。

なお、ご出席予定の飯塚委員につきましては、まだ到着されていらっしゃらないという状況でございます。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。新潟市福祉部福祉総務課長、武藤でございます。

(福祉総務課長)

よろしくお願いいたします。

(司 会)

同福祉監査課長、江戸でございます。

(福祉監査課長)

よろしくお願いいたします。

(司 会)

同障がい福祉課長、小林でございます。

(障がい福祉課長)

よろしくお願いいたします。

(司 会)

同高齢者支援課長、田中でございます。

(高齢者支援課長)

よろしくお願いいたします。

(司 会)

同地域包括ケア推進課長、高橋でございます。

(地域包括ケア推進課長)

よろしくお願いいたします。

(司 会)

同介護保険課長、佐藤でございます。

(介護保険課長)

よろしくお願いいいたします。

(司 会)

新潟市こども未来部こども政策課長、大谷でございます。

(こども政策課長)

よろしくお願いいいたします。

(司 会)

同こども家庭課長、佐藤でございます。

(こども家庭課長)

どうぞよろしくお願いいいたします。

(司 会)

同児童相談所長、小林でございます。

(児童相談所長)

よろしくお願いいいたします。

(司 会)

同保育課長、南雲でございます。

(保育課長)

よろしくお願いいいたします。

(司 会)

それでは、次第4「新潟市社会福祉審議会の概要説明」に移らせていただきます。事務局よりご説明させていただきます。

(福祉総務課長)

改めまして、福祉総務課長の武藤でございます。よろしくお願いいいたします。

第1回目の会議ということでございますので、改めまして、社会福祉審議会の概要の説明をさせていただきます。事前に配布させていただきました、資料の右肩に資料3と記載しております、タイトルが「新潟市社会福祉審議会の組織」という資料、A3横の資料になりますが、こちらをご覧ください。

資料の左側でございます。新潟市社会福祉審議会についてです。社会福祉法第7条第1項に社会福祉に関する事項を調査審議するため、都道府県、政令指定都市、中核市に社会福祉審議会を置くものとなっております。また、同条第2項では、社会福祉審議会は都道府県、政令指定都市、中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、または関係行政庁に意見を具申するもの

とされております。それらを踏まえまして、本市では、新潟市社会福祉審議会条例を制定し社会福祉審議会を設置しております。

委員の皆様の任期でございますが、3年となりまして、市議会議員、社会福祉事業従事者、学識経験者の皆さんで構成されております。

また、専門分野によって分科会が組織され、いずれかの分科会に属していただくこととなります。その専門分科会でございますが、審議会運営要綱第7条で、審議会に民生審査専門分科会、障がい者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会の四つの分科会を置くとしております。調査審議をお願いする事項としましては、それぞれの項目の権限のところに記載のとおりでございます。なお、各委員の皆様の専門分科会の所属につきましては、後ほどの議題になっておりますが、委員長選出後、審議会条例第5条の規定により委員長が指名することとなっております。また、障がい者福祉専門分科会の右の欄に診査部会が、そして児童福祉専門分科会の右の欄に児童養護部会が記載されております。これらは、運営要綱により設置している部会で、調査審議をお願いする事項といたしましては、それぞれの項目の権限に記載のとおりでございます。分科会及び部会の決議につきましては、これをもって審議会の決議とする旨が審議会運営要綱に定められております。

以上、簡単ではございますが、社会福祉審議会の概要について説明させていただきました。

(司 会)

それでは、議事に移らせていただきます。今ほど説明させていただきました社会福祉審議会条例及び運営要綱の規定に従いまして進めさせていただきます。

本日は、28名の委員のうち、現時点で22名の委員の皆様がご出席されております。新潟市社会福祉審議会条例第4条第3項に定めた委員の過半数を超えておりますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。本日の議事(1)「委員長・副委員長の選出」に移ります。委員長・副委員長の選出は、新潟市社会福祉審議会運営要綱第6条第1項により、委員の皆様の互選により決定することとなっております。つきましては、今井福祉部長を仮議長として委員長・副委員長の選出の議事を進めてまいりたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、委員長・副委員長選出までの間、今井福祉部長が仮議長として進行をさせていただきます。

(福祉部長)

それでは、恐縮ではございますが、委員長選出までの間、仮議長を務めさせていただきます

ので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、委員長・副委員長の選出に入りたいと思います。事務局からの説明のとおり、運営要綱第6条によって委員の互選により決めることとなっております。選出の方法は、皆様からのご推薦により行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

ご異議がないようですので、皆様からのご推薦をお受けしたいと思います。皆様、よろしくをお願いいたします。いかがでしょうか。

特にご推薦がないようですので、ご推薦以外に何かご提案などがございましたらお願いいたします。

(湯田委員)

湯田です。

事務局に一任したいと思いますが、よろしくをお願いいたします。

(福祉部長)

ありがとうございます。ただいま、湯田委員より、事務局一任というお声が上がりましたが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、事務局から何か提案がありましたらお願いいたします。

(事務局)

事務局案といたしましては、委員長につきましては、前回の審議会から引き続き幅広く社会福祉に精通されていらっしゃる新潟医療福祉大学の丸田委員を、そして副委員長には、同様に幅広く社会福祉分野に精通されていることから、新潟県立大学の西村委員にお願いしたいと思います。

(福祉部長)

ただいま、事務局より提案がありましたが、ご意見はございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。ないようですので、委員長には丸田委員を、副委員長には西村委員ということでお願いしたいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(司 会)

ありがとうございました。

それでは、恐れ入りますが、丸田委員長は委員長席に、西村副委員長は副委員長席にご移動をお願いいたします。

それでは、丸田委員長より一言ご挨拶を頂戴できればと思います。よろしくをお願いいたしま

す。

(丸田委員長)

ただいま委員長に選任をいただきました、新潟医療福祉大学の丸田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

随分長くなってしまいました。委員長の任をお引き受けするようになってから10年できないかと思えます。15年近く委員長の任を与えられている状況であります。そのようなことで大変恐縮しております。恐縮しておりますが、新潟市民として、新潟市における社会福祉政策、施策を推進していく責任を担いたいという、その強い思いは、もしかすると誰にも負けなと思っています。そういう観点から、敢えて委員長の職務を引き受けさせていただきました。どうぞよろしくお願いいいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

続きまして、西村副委員長よりご挨拶をちょうだいできればと思います。よろしくお願いいいたします。

(西村副委員長)

皆さん、こんにちは。副委員長に指名していただきました、新潟県立大学人間生活学部こども学科で教員をしております西村愛と申します。

私は、2019年に新潟県立大学に着任いたしました。しかし、そのすぐ翌年、コロナ禍になってしまって、教育とか研究とかをとおして新潟の福祉をいろいろと知ろうと努力をしているのですが、今5年目に入るのでありますが、なかなかあまり知り尽くせていない状況にあります。ですので、委員の皆様方からいろいろお教えいただいて勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

(司 会)

ありがとうございました。それでは、これより、運営要綱第6条第2項の規定に基づきまして委員長を議長とし、議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

(丸田委員長)

では、改めて、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいいたします。

次第に従いまして議事を進めてまいります。議事2、各分科会への委員の指名ですが、各委員の専門分科会への所属につきましては、新潟市社会福祉審議会条例第5条により委員長が指名することとなっております。事務局から素案がありましたらお願いいいたします。

(事務局)

各委員の皆様の専門分科会の所属について説明いたします。

ただいま委員長からご説明がありましたとおり、各委員の専門分科会の所属は委員長の指名によることとなっております。委員長からの指名に先立ちまして、各委員の皆様のご専門の分野、そしてご意向などを考慮いたしまして事務局案を作成いたしましたので、ただいまから配布させていただきます。

行き渡りましたでしょうか。こちらの名簿により委員長から指名していただきますよう、提案させていただきます。

(丸田委員長)

ただいま事務局から説明を受けました。この名簿をもちまして、各分科会へ所属する委員の指名に代えたいと思います。特に不都合等がなければこの名簿のとおりといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございました。特にないようでありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、次第6「報告」に移らせていただきます。まず(1)「地域福祉計画の中間評価等について」、福祉総務課から説明をお願いいたします。

(福祉総務課長)

新潟市地域福祉計画の中間評価・見直しについて説明いたします。資料は、右肩に資料5と記載されている資料でございます。タイトルが「新潟市地域福祉計画の中間評価・見直しについて」、A3横の資料でございます。

まず、左側の一番上、1新潟市地域福祉計画についてでございます。地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、高齢者や障がい者、子どもなどの福祉分野に共通する理念や方針、地域福祉の推進に関する取組を定めたものでございます。現在は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とした第3期計画に基づき各種取組を進めております。今年度がちょうど現計画の中間年度にあたることから、中間評価、そして見直しを実施したいと考えております。

その下、2中間評価・見直しの概要をご覧ください。2点ございます。はじめに(1)各施策に掲げる取組内容の中間評価です。現計画における取組内容の毎年度の進捗状況をもとに、令和3年度から令和5年度までの前期の成果、課題等を評価し、必要に応じて指標変更等を行うなど見直しを行い、現計画へ反映いたします。

続きまして(2)重層的支援体制事業実施計画の策定です。重層的支援体制整備事業は、令和2年の社会福祉法の改正により創設された事業で、属性ごとの既存制度の対象となりにくいケースや、生活課題が複雑・複合化しているケースに対応するため、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくり支援等を一体的に行う地域共生社会の実現に向けた取組でございます。本市では、重層事業の本格実施に向け、令和4年度から移行準備事業を実施しております。各

分野の相談拠点や地域資材を活かし、既存に取組を整理しながら、複雑・複合化課題を総合調整役であります社会福祉協議会に設置しているコミュニティソーシャルワーカーを中心に事業を進めているところでございます。社会福祉法によって市町村は重層事業を適切かつ効率的に実施するため、この重層事業を行う場合には、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めることが規定されております。本市では、重層事業の本格実施を令和6年度に見据えておりまして、今年度の地域福祉計画の中間評価、そして見直しに合わせまして、この重層実施計画を作成したいと考えております。

左側中段にあります地域共生社会と各施策との関係を示した図をご覧ください。地域福祉計画に掲げる地域共生社会の実現のための包括的支援体制の構築には、現計画において定めておりますピンク色の施策①から④、そして分野別施策がぶら下がっております。この重層事業につきましても、地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築を具体化するための取組の一つであることから、重層実施計画は、この地域福祉計画に内包する形、即ち現計画の①から④の次、五つ目の施策として追加する形で作成したいと考えております。

資料の右側、3重層実施計画において定める主な事項をご覧ください。主な事項といたしましては、(1)本市の重層事業の方向性、(2)といたしまして記載の①から⑤までの各事業の実施体制、そして(3)として各事業の取組内容と指標などを定めていく予定となっております。

最後に、4スケジュールをご覧ください。計画の中間評価・見直しについては、有識者、関係団体、関係行政機関等の委員で構成する新潟市地域福祉計画策定推進委員会で審議していただきながら策定を進めていきます。この策定委員会の第1回目は、9月上旬に予定しておりますが、今年度3回程度の開催を予定しております。関係課や関係機関との調整を行いながら、中間見直し、そしてこの重層実施計画素案を作成し、パブリックコメント等を実施した後、最終的な取りまとめを行い、年度内の策定を目指してまいります。

なお、こちらの見直し等の内容につきましては、3月の社会福祉審議会におきましても、改めてご報告させていただきたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。では、委員の方がからご質問、ご意見をいただきたいと思っております。重層的支援体制整備事業は、地域共生社会を実現するための大変有力な手法として国が新たな創設したものでありますので、どうぞそれぞれの委員のお立場からご質問なりご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

(阿部委員)

新潟市医師会の阿部です。

アンケート調査を9月に行われるということなのですから、アンケート対象者はどのようになっているのでしょうか。

(丸田委員長)

これは、課から説明をいただきたいと思います。大変ボリュームのある調査になっているかと思えます。

(福祉総務課長)

対象としては、大きく二つ考えておまして、地域で活動される団体向けのアンケート、それから実際に福祉関係の事業者といいますか、支援をされている機関向けのアンケートということで、二種類を考えております。

(丸田委員長)

阿部委員、いかがですか。追加の発言はありますでしょうか。

(阿部委員)

いろいろ重層的支援と言うからには、もっと広いのかなと思ったのですけれども、そういうわけではないというところなのですが。

(丸田委員長)

引き続き説明をいただきたいと思います。

(阿部委員)

実際に団体とか支援団体ということの具体的なところがよく分からなくて、団体と言われても何を指していらっしゃるのかなというところなのですけれども。私の頭の中でイメージができなかったので、すみません。

(福祉総務課長)

社会福祉団体とか、例えば介護事業所ですとか、そういうところを対象として考えております。

(阿部委員)

了解しました。これは、医療とのつながりというのは、あまり検討はされていないのですか。

(丸田委員長)

医療との関係ですか。

(阿部委員)

はい。

(丸田委員長)

そこはいかがですか。

(福祉総務課長)

今、想定には入っていないのですけれども、検討していきたいと思います。

(阿部委員)

重層的支援というものの重要性は非常に認識しているつもりです。やはり、どうしても支援するにあたって医療的なところの絡みも出てくるかなと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

(福祉総務課長)

はい。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

(林委員)

重層的支援というのは本当に素晴らしいと思うのですけれども、まず、行政というのは縦割りなのでですね。例えば、私、地域サポートセンターでずっと教育委員会につなげてくれとお願いしてきたのですけれども、一度も動いていただいたことはないです。まったく別扱いですね。今、医療との連携と言いましたけれども、障がい者福祉を考えれば当然教育委員会が入ってこなければおかしいですよ。今、西区の自立支援協議会でケース会議などにも出るようになったのですけれども、驚くべきことは、18歳になってどうしようみたいなものがものすごくいるのです。はっきり言って放っておかれているのです。本来ならば、生まれたときからシームレスにずっと支援してきたからこそ、18歳になっていろいろな道が開けてくると思うのです。全然つながっていないのです。あとは、親とずっと住んでいて、親が死んだ後はどうしようみたいな。だから、抜けているのですよ。重層化だけではなくて、本当はシームレスでいろいろな支援が入るべきなのに、そういう段階でぱっと来られても、もはや手遅れなのです。今、新潟市の社会福祉資源の中でそれを解決する策というのは存在しないのですよ、いくら重層化しても。本当に答えがなくて皆で頭を抱えているという、どうしたらいいのだろうねと。そういう人を支える地域支援がここ新潟にあるのかというと、絶対にはないのですよ。だから、重層化だけではなくて、やはりもっと障がい者福祉だったら生まれたときからずっと支援できるような、まさに重層化していろいろなところがかかわりながら、その人の生活の質を上げるためには何をしたらいいのかというのが重要だと思うのです。

それから、やはり社会福祉士が障がいのこととか医療のことを知らなすぎますよね。それから、例えば就労支援には機械が重要なのですけれども、そういうことをやっている人たちは機械のことをほとんど知らないですよ。こういう言葉によく出てくるのは、包括的とか、それから協働事業とか、協働というのは、私たちずっと学際領域で仕事をしてきたのですけれども、

互いの基本的な知識を共有していない限り協働はあり得ないですよ。それは協力しているだけであって、協働というのは創造的作業なので、社会福祉の人だったら障がいのことも障がい教育のことも、かなり幅広い基本的知識がいるのですよ。細かいことはいいですけども。だから、この協働みたいな言葉をあまり安易に使ってほしくない。これは、現実的には協力しているだけなのです。協働にはならない。協働というのは、今までにない新しいものを作るのが協働なのです。単に一緒になって何かをやろうというのが協働ではないのです。だから、市は、お願いなのですが、やはりもう少し幅広くつなげるような方向に力を注いでもらえないでしょうか。

去年の春、ITサポートに対して議会でいろいろ言ってもらったのですが、市は、私に何も聞きに来ないのですよ。何かやりますと言ったのですが、1年半経っても市の課長とかが私のところに聞きに来たことは一度もないのですよ。だから、本当にやる気があるのかと思ってしまいますよね。私は、この15年間、まさに協働で、地域の学校や福祉施設や、いろいろなところと一緒にあって、たかだか年間900万円の予算で、年間700件以上の支援と20件以上の研修を実施しているのです。なぜこういうことができるかと言うと、協働だから。つまり、学校に行くと、1回で10人くらいの支援ができてしまうのです。分かりますか。支援員が一人しかいない中で、それだけの支援をすることは実はあり得ないのです。なぜできたかと言うと、重層的支援をしているからなのです。だから、当然、私のところに聞きに来ていいはずなのですが、来ないのですよ。お願いですから聞きに来てくれませんか。そうすれば、いろいろなアイデアがありますので。私が言うことが全部正しいと言う気はまったくありませんから、だけど、いろいろな経験の中からこういうこともできるのではないかと、こういうこともできるのではないかと、いろいろ提案できるのです。ぜひ重層的と言うならば、実際そういうことをやっている人たちはこの中にたくさんいるはずなのです。そういう人たちにどんどん意見を出していただいて、その中で具体的にできること、できないことがありますよね。それから時間をかけなければいけないこともたくさんあるのです。福祉の問題というのは、はっきり言って解けない問題だらけですよ。個別に解けることなどはほんの僅かであって、ほとんど問題は解けないのですよ。解けないからこそ、皆が協力して、一歩でもそれをシステムとして、一人でも二人でも障がいがある人や高齢者が人間らしく生きられる社会をシステムとしてつくり上げない限りは、何年かかっても同じですよ。

ぜひお願いしたいのは、そういうシステムづくり、それから地域にある人材資源の活用、それから地域資源の活用、なかったら作るしかないですよ。今、こういう時代だったらこういうシステムがいるのではないかと、社会資源が、そこが抜けているからできないのではないかと、ここにいるような人たちが集まって考えて、必要ならばそこに予算投入すればいい

いわけですよね。そういうことをやってほしい。すみません。質問というよりも、ずっと思っていた意見をこの機会に述べさせていただきました。ありがとうございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ご意見をいただきました。事務局からコメントはありますか。ありましたらお願いします。

(福祉総務課長)

ご意見ありがとうございます。もちろん令和6年度にスタートするにあたりまして、100パーセント満足できるものがいきなり出来上がるということはありません。ですので、やりながら、走りながら進めていく部分もあると思いますし。

(林委員)

前に進めてください。同じではだめですよ。

(福祉総務課長)

いろいろな方のご意見をお聞きしながら進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

(林委員)

お願いします。

(丸田委員長)

ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問はありますか。

(斎藤(聖)委員)

幼稚園協会の斎藤です。

簡単な質問なのですが、よく分からないので教えていただきたいのですが、今回のこれは、重層的支援体制整備事業実施計画を推進していきますよというための案ですよね。

(丸田委員長)

計画を作るということです。

(斎藤(聖)委員)

作りますよということですね。分かりました。

それから、重層実施計画において定める事項というものがあまして、各事業の実施体制とありますが、右上のほうですね、この左の真ん中には、事業の推進ということで施策の①から⑤までありますということですが、その3番の重層実施計画において各事業の実施体制で①から⑤まで事業がありますが、これは、施策の、左の真ん中の図の①から⑤までの施策と大いに絡んでいくという認識でよろしいでしょうか。

(丸田委員長)

これは、事務局から説明をお願いいたします。

(斎藤(聖)委員)

すみません。要は、事業と出ていますよね。①から⑤までの事業がありますが、こちらでも事業の推進ということで、事業を推進するわけですから事業だと思うのですが、それが施策の①から⑤まで出ているということは、3番に出ている①から⑤と、こちらの図の①から⑤までが何らかの形でリンクしていくのかという認識でよろしいのかということです。

(福祉総務課長)

右上の各事業の実施体制に記載の①から⑤までの、この包括的相談支援事業から多機関協働事業の①から⑤までの事業が、左側の図の中でいう⑤の、①から⑤で混乱していますけれども、左側の重層的支援体制整備事業の中にこの右側の包括的相談支援事業から多機関協働事業が入るということになります。

(斎藤(聖)委員)

分かりました。ありがとうございます。そうすると、図の①から④番の施策の上に施策の⑤が入っていて、その中に①から⑤まであるわけですから、結局この①から⑤の中で、その他の施策までが全部この中に含まれているという認識でよろしいですか。

(福祉総務課長)

ご指摘のとおりでございます。

(斎藤(聖)委員)

ありがとうございます。

もう1点なのですが、すみません、分からないので教えていただきたいのですが、アンケート調査というのは、具体的にどのようなアンケートをされるのか教えていただけるとありがたいと思います。

(福祉総務課長)

これまで対応する中で、例えばどういう悩みを抱えている方の相談を受けたかですとか、あるいは相談を受けて、どのような方でどういう対応をしたかとか、そういう具体的なケースですとか、そういうことをお聞きしたいと考えております。

(斎藤(聖)委員)

ありがとうございます。

(丸田委員長)

ほかにいかがですか。

(林委員)

質問なのですが、よろしいですか。

3の重層的支援実施計画において定める主な事項の中の(2)の③地域づくり支援事業というのは、これは具体的にどういうことを、重層的支援の中での地域づくりというのは、具体的にどういうことを言っているのか、教えていただけますでしょうか。

(福祉総務課)

世代や属性を越えて交流できる場、あるいは居場所の確保というものが目的になっております。例えば、新潟市においては、介護の問題になりますが、例えば地域の茶の間ですとか、あるいは支え合いのしくみづくり、そして地域活動支援センター等が想定されると考えております。

(林委員)

ありがとうございます。

(丸田委員長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがですか。名札が見えなかったので、お名前を言ってから発言をお願いします。

(奥中委員)

奥中祐次と申します。

災害時の重層的包括的支援についてなのですが、例えば災害が起きた場合、具体的にいくと90代の高齢のお母さん、障がい者の五、六十代の息子さんがいる世帯、まったく身寄りのない一人暮らしの障がい者、高齢者の方だったり、いろいろな方がいらっしゃる、それこそすべての障がい部門、高齢部門、民生部門、かかわってくる、それこそ重層的なことを考えていかなければいけない分野、災害時のことなのですけれども、これは、計画においてどの部門、図の「その他の施策※別計画」に災害時のことは盛り込まれていますでしょうか。

(丸田委員長)

これは、私が答えるよりは事務局がよろしいかと思しますので、お願いいたします。

(福祉総務課長)

例えばになりますけれども、先ほどの地域づくり支援事業の中に、一つの項目になりますけれども、共助の基盤づくり事業というものが入ってきておりますので、例えば社会福祉協議会が実施するボランティアとか、ボランティアセンターですとか、そういうことがこの該当になってくるかなと思っておりますので、そちらの事業による対応ということになってくるかなと思います。

(奥中委員)

分かりました。ぼんやりと理解できましたが、もう少し詳しく、具体的な何か、どのような計画があるか教えていただければ助かります。

(福祉総務課長)

詳細につきましては今後検討させていただくというところで、現在、その中身について、計画づくりの中で詳細を詰めているという段階でございますので、すみません、よろしくお願いします。

(奥中委員)

ありがとうございます。

(丸田委員長)

私が発言してはいけないのですが、今回の調査においては、まず実情がどうなっているのか、それから制度と制度の狭間のところにどういうニーズがあるのか、それをきちんと調査していこうと。一例で言えば、新潟市の住宅政策を担当しているところではどのような課題があつてどのようなニーズがあるのか、あるいは水道事業との関係ではどういうところでどういうニーズがあるのかということを、幅広く把握していこうという考え方で調査の設定がされているようです。そうすると、当然災害との関係の中で、困難を抱えている人たちの現状はどうか、それに対するサービスの仕組みがどうなっているのか、そこにはどういう課題やニーズがあるのかということが今回の調査で見えてくるような設計になると伺っております。事務局から補足をしていただけるとありがたいのですが。

(福祉総務課長)

委員長、ありがとうございます。そういう詳細といいますか、関係団体の皆さんがどう考えているのかということも吸収しつつ計画づくりを進めていきたいと考えております。

(丸田委員長)

よろしいでしょうか。阿部委員、発言がありますか。

(阿部委員)

1点確認なのですがすけれども、令和4年度から移行準備事業を行っているという記載があるのです。昨年度行われた移行準備事業というのは何だったのか教えてください。

(丸田委員長)

今の点について、事務局からお願いいたします。

(福祉総務課長)

移行準備といたしましては、記載の中で多機関協働事業、そしてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を主に実施しております。社会福祉協議会で実施しております、コミュニティソーシャルワーカーと関係者等が集まりまして、支援会議等を開催いたしました。それから、参加支援事業につきましては、今年度から実施するという中で、令和4年度については、令和5年度の実施に向けた内容の精査、協議等を行ったところでございます。

(丸田委員長)

阿部委員、いかがでしょうか。

(阿部委員)

ということは、事業を先に行ったということなのですね。移行準備事業ではなくて事業を先にやっけていて、全体像を考えていくというよりも、各事業を先に行ってきたということによろしいでしょうか。

(丸田委員長)

私の理解としては、移行準備期間ですので、移行準備期間の中でそれぞれの自治体を実施できることは取り組んでいながら、計画づくりを進めていくというように理解しています。計画づくりが先にくるのではなくて、移行準備の中で事業に取り組み、その取り組みの状況を踏まえながら計画を策定していくという、そういうプロセスになっていると承知しておりますが、課長、いかがでしょうか。

(福祉総務課長)

五つの事業のうち、参加支援事業、そしてアウトリーチを通じた継続的支援事業、多機関協働事業については、準備移行期間といえますか、本格実施の前に国から準備事業として認められれば補助金をいただけるという事業がございますので、それを活用させていただいて、試行期間といえますか、試行期間の中で事業を実施しているというような令和4年、令和5年というところでございます。

(阿部委員)

ありがとうございました。

(青木委員)

話が戻って恐縮ですが、アンケート調査のところで1点お尋ねしたいのですけれども、先ほどの阿部委員の質問の事務局からの答えとして、アンケート調査の先としては、地域活動をやっけていらっしゃる団体とか、それから福祉施設の関係というお話でしたけれども、そういう方々の中から相談に乗ったり実際に携わっている方々の聞き取り調査をやっけてという、その前のいわゆる当事者、利用者、障がい児、あるいは障がい児の保護者、障がい者の一番先にいらっしゃる方々の要望、意見、実情的なものは、この団体や施設関係の中から汲み上げる調査の中に入っている、反映されているという捉え方なのではないのでしょうか。そこを聞かせてください。

(丸田委員長)

お願いします。

(福祉総務課長)

直接障がい者の方ですとか高齢者の方からのご意見ということではないのですけれども、そ

ういう方に対して携わっていらっしゃる福祉の方から、障がい者の方とか高齢者の方がどういうことを考えているということの間接的に聞くようなアンケートになっております。

(青木委員)

それは分かりました。その間接的に聞いた中に、すべて現場の当事者、すべてとまではいかにないにしても、その声がきちんと汲み取られている、入っている、この重層的支援の一番基本的なところは、制度と制度の狭間でなかなか光が当たらない方々、いろいろな制度から外れる方々のためのというのがスタートかと思うのですけれども、そこは十分に汲み取れる、その関節的なところで十分に反映できるかどうかということ、そう捉えていらっしゃるのかということ、を先ほどお尋ねしたのですけれども。

(丸田委員長)

では、確認の意味でお願いします。

(福祉総務課長)

ご意見ありがとうございます。今、委員がおっしゃっているご意見、利用者の方の声という部分については、アンケートのところでそこまで強く聞いてる項目がございませんので、まだアンケートを実施するまでの時間といえますか、内容を精査する時間がございますので、持ち帰って検討させていただきたいと思えます。

(青木委員)

よろしくお願ひいたします。そこが出発点ではないかなと、現場の当事者の皆さんの声というのは大事なところではないかなと思えますので、何らかの形でそこにまで光を当てて声を拾っていただけるような検討をぜひお願ひしたいと思えます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。検討していると私も聞いておりますので、お願ひいたします。

ほかにいかがでしょうか。

ほかにご質問がないようであれば、私から。まずは、全国の政令市の中で、この整備事業の実施計画に取り組んでいる政令市があるようでしたら情報提供いただきたいということと、それから新潟県内 30 市町村の中で、新潟市をはじめとして複数の市町村が同じように移行準備に入っておりますので、県内の市町村の取り組みの状況などについても、委員の方々に情報提供できることがありましたら、手短にお願ひしたいと思えます。

(福祉総務課長)

政令市については、岡山市が実施していると聞いております。県内につきましても、今のところ整備事業を実施しているところはないと聞いております。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

これだけ質問なりご意見をいただいたということは、新潟市において、いかに重層的支援体制整備事業に取り組む計画と、それからその計画に基づいて適切に取り組んでいく必要性が大変高いのだということを今日改めて認識させていただきました。事務局におかれても同様の認識だと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、前に進めさせていただきます。報告の(2)になります。「地域包括ケア計画『高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』の策定について」、高齢者支援課から説明をお願いいたします。

(高齢者支援課長)

高齢者支援課でございます。それでは、地域包括ケア計画「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定についてご説明いたします。

計画の策定に当たっては、高齢者支援課、地域包括ケア推進課、介護保険課の3課が主体となり策定してまいります。資料の6をご覧ください。

1は、計画の概要になります。市町村は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体として策定することが義務づけられております。本市では、地域包括ケア計画「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」をこれに位置づけて策定してまいりました。現行の第8期計画は、令和3年度から5年度を計画期間として進めており、今年度で計画が終了するため、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とする第9期の計画を今年度中に策定いたします。第9期計画中には、団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えます。また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通した際、85歳以上人口が急増し、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれております。さらに都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズ等を踏まえたサービス基盤の整備、介護人材の確保等の優先順位を検討したうえで計画を定めていくことが重要と考えております。

次に、2策定スケジュールについてです。今年度は、社会福祉審議会の高齢者福祉専門分科会を4回開催する予定としております。国から示された方針を踏まえ、現在計画策定作業を進めておりますが、策定のための基礎資料として今年始めに「健康とくらしの調査」、「在宅介護実態調査」を行いました。また、「特別養護老人ホーム等の入所等申込者数調査」についても、現在結果を集計・分析しております。これらを今後の分科会で提示し、委員の皆様からご審議いただきながら計画素案を作成し、パブリックコメントを実施した後、最終的な取りまとめを行います。私からの説明は、以上でございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がありましたら受けたまわります。どなたからでも、どうぞ質問なりご意見をお願いいたします。

私がこの場で発言してしまうのは不適切かと思いますが、委員の皆様ご存知のとおり、認知症基本法が成立いたしました。それに伴いまして、これまで任意の計画であった認知症施策をどう進めていくかという計画も各自治体に努力義務が課されることになりました。そういう事柄を、今回新潟市としてどのように取り扱っていくかということの大きな論点になろうかと思えます。今日、お聞かせいただける範囲の中で、課長から今後の方向性について一言いただければ。また、地域包括ケア推進課が所管になるようですので、お願いいたします。

(地域包括ケア推進課長)

地域包括ケア推進課の高橋です。

今ほど委員長からお話がありましたように、今後益々高齢人口が増加しますと認知症の方も増えてくるということで、国におきまして、今年6月に認知症基本法、正式名称は「共生社会実現の推進のための認知症基本法」というものが成立されました。この法律については、基本法ですので精神条例的なところもあるのですが、この法律の中身を見ますと、今後、認知症の推進にあたっての実施計画的なものは国が計画を策定するということになっておりまして、まだその計画について国からは示されておりません。新潟市も、実際にはその国の実施計画が示されてから、それらをもとに反映していくということにはなるとは思いますが、9期計画は来年度から始まりますし、これまでも基本法が制定される前に認知症施策推進大綱に基づいて施策を進めてまいりましたので、引き続きそれらをもとにして9期計画に盛り込んでいきたいと。

それから、現在の新潟市の地域包括ケア計画の中にも、すでに認知症施策の推進という項目の中で具体的事業も盛り込んでおりますので、9期計画についても同じように盛り込んでいきたいと考えております。

(丸田委員長)

ありがとうございました。どうぞ、委員の方々と共有しておきたいと思われましたので、質問をさせていただきました。

ほかにいかがでしょうか。

(西村副委員長)

西村です。

先ほど事務局から、今年の4月から人口とか要介護認定の認定者の数とかサービス見込等の推計などの基礎資料を集めていると説明がありましたけれども、その中で家族構成とかそういうことも聞いているのかどうかということをお伺いしたいと思えます。というのは、先ほどの説明もありましたように、2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になるということ

なのですけれども、一つ前の地域福祉計画の重層的にも少し関係する話ですけれども、団塊の世代の人たちが生んだ子どもはジュニアなので、母数が大きいので団塊の世代のジュニアも大変人数が多くございます。その中で障がいのある人の認定、人口的な割合も多くあるので、老障介護であるとか、親も介護状態になっているけれども、子どもも必要な支援を受けられずにいるとかというような、家族の状態を知ることが必要だと思うのですけれども、そのようなことは聞いているかどうか、お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。では、お願いします。

(高齢者支援課長)

先ほどご説明した際に申し上げましたのは、「健康とくらしの調査」と「在宅介護実態調査」ということで、まず「在宅介護実態調査」につきましては、在宅の要介護認定を受けていらっしゃる方を対象とした調査になります。望ましい介護のあり方ですとか、そういう項目を主に聞いておりますし、「健康とくらしの調査」につきましては、これは認定を受けていない高齢者及び要支援認定者と総合事業対象者ということでお聞きしております。

(地域包括ケア推進課長)

「健康とくらしの調査」の対象は、今、高齢者支援課長が申し上げたとおりなのですけれども、具体的な質問の内容を一つ、二つご紹介いたしますと、例えば普段の生活の中でどなたかの介助とか介護が必要になっているかどうかですとか、そういう方の中で運動機能の低下がどのくらい低下しているのかというような質問ですとか、この度、コロナの関係もありますけれども、外に出て友人、知人と会う頻度がどのくらいであるとか、家族構成はどのようなのかというような質問の調査をしております。

(丸田委員長)

お答えになりましたでしょうか。属性として家族構成、あるいは同居している家族の方に障がいがあるとかないかということも、基本的な事柄として調査していると認識しておりますが。

(西村副委員長)

今ほどの説明では私の理解不足で少し分かりづらくて、やはり高齢者ご本人のことの質問のかなと思いましたがけれども、私の姑もそうですけれども、要介護状態になっているのにサービスを受けたがらないということで、認定を受けることを大変嫌がりまして、ですのでその網目から抜け落ちてしまうということも考えられますので、少しそうした家族の状況ということも把握するのが大事だと思っていただけると幸いです。よろしく願いいたします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。改めてコメントがありましたら、お願いします。

(地域包括ケア推進課長)

今、委員のおっしゃるようなことはごもっともだと思いますけれども、今回の調査については、ご本人を対象とした調査になっております。ですので、その辺の委員がおっしゃるようなところも何かの形で把握できるようにできればと思っています。

(丸田委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(林委員)

1点だけお聞きしたいと思うのですが、うちの叔父が認知がありまして、連れ合いが亡くなって一人になったのでグループホームを探したのです。4か所くらい申し込んだのですが、入るまで2年かかりました。この前、この社会福祉審議会ですらそういうことを調べているのかと聞いたときに、確かそういうデータは取っていないという返事だったと思うのです。認知症になったときにはグループホームが一番大事な社会インフラなのですが、その辺のことは、今度は調べられているのでしょうか。

(高齢者支援課長)

昨年度の審議会のときにご質問をいただきまして、私の勉強不足と手元に資料がなくて、特養については取っておりますと申し上げたのですが、入所等の申込数につきましては、施設の種別についてそれぞれ調査をしておりますので、グループホームの待ちの状況などはわかるようになっています。

(林委員)

ありがとうございます。反映していただいて、本当にありがとうございます。本当に深刻でして、当事者になりますとかなり深刻で、2年間ショートステイにロングステイしているような状態が続いておりましたので、その辺の整備、それからそれをどうするのか、大きな問題ですよね。グループホームに入る人たちは、ある程度ADLが確保されていないと恐らく入れないと思うので、そういう人もたくさんいると思うので、ぜひバランスのとれたインフラ整備をよろしくをお願いします。ありがとうございました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次にまいります。法定計画であります「障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について」、障がい福祉課から説明をお願いいたします。

(障がい福祉課長)

障がい福祉課です。それでは、本日追加で配布いたしました資料7をご覧ください。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画ですが、障害者総合支援法及び児童福祉法に定めがあります。本市における障がい福祉サービスなどの提供見込み量ですとか、成果目標などを定める計画となっております。次期計画となる「第7期新潟市障がい福祉計画」、「第3期新潟市障がい児福祉計画」は、国の基本方針ですとか、ニーズ調査の結果などを踏まえ策定してまいります。計画期間は、令和6年度から8年度までの3年間です。

策定スケジュールについてでございますが、これまでの動きとして、障がい福祉施策に関するニーズの把握のため、8月の障害者手帳所持者などを対象としたアンケート調査、7月から9月にかけて特別支援学校の生徒等を対象としたアンケート調査を実施しております。あるいは今実施中ということでございます。ちなみに障害者手帳所持者のアンケートですが、身体、知的、精神、発達、あとは難病の方、大きく5種類ございますけれども、それぞれ任意に、1割ほど抽出しまして、約5,000人の方にアンケートの協力依頼を行っております。また、特別支援学校の生徒等、これは障がい児の関係になりますけれども、これにつきましては、特別支援学校等からご協力いただきまして、約千四、五百名程度の方々に調査の依頼を行っているということになっております。9月から障がい福祉に関する計画の検討組織であります新潟市障がい者施策審議会におきまして検討を始め、11月までに素案を策定した後、12月にパブリックコメントを行う予定としております。その後、パブリックコメントの結果を踏まえまして、来年2月に計画の内容を確定したいと考えております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

(丸田委員長)

では、ご質問、ご意見をいただきます。

この計画については、西村委員、皆さんと共有する視点から何かご質問なりがありましたらお願いします。

(西村副委員長)

1点確認したいのですが、障がい児のアンケート調査のところ、特別支援学校の方を四、五百名抽出して行ったということですが、地域共生社会の観点から言うと、地域の学校の特別支援学級とか、今そういう学級を増やしているということも聞いておりますので、そのあたりの調査は抜けているのか、説明をいただくと助かります。

(丸田委員長)

では、事務局からお願いします。

(障がい福祉課長)

そうですね。すみません。先ほど、説明が足りなかったのですが、先ほど特別支援学校と言

いましたけれども、そのほかに特別支援学級ですとか、通級指導教室に入られている方、あとは市の児童発達支援センター「こころん」というものがございますけれども、そちらを利用している方々もその対象としてアンケートを依頼しているところがございます。

(丸田委員長)

いかがでしょうか。

(西村副委員長)

安心しました。ありがとうございます。

(丸田委員長)

ありがとうございます。ほかの委員の方々、いかがですか。

(林委員)

調査方法は1割と言いましたよね。それは、各障がい種別それぞれで1割なのですか。障がい種別によって人数はかなり違いますよね。身体障がいが一番多いと思うので、精神障がいはそれほど多くないと思うのですけれども、それぞれの障がい種別で1割ですか。そうでないと、ある障がい種別のサンプルが異常に少なくなる気がするのですけれども。

(障がい福祉課長)

身体、知的、精神、発達、難病、この種別で押さえまして、それぞれで約1割ずつということで抽出しております。

(林委員)

それぞれ1割。分かりました。ありがとうございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。基本的なところを確認していただきました。

ほかにはいかがでしょうか。

(斎藤(聖)委員)

度々すみません。幼稚園協会の斎藤でございます。

この障がい児と言われているのは、けっこう我々の中では最近出てきているのですけれども、例えばADHDですとか、アスペルガー症候群というような、幼稚園なので、大きくなったときに本当にその症状が出るのか、それとも今の段階ではそれはただ発達が少し遅れているとか、あとは回りの状況においてそういう状況なのだけれども、将来的にはどうなるか分からないというお子様が非常に増えております。そのようなものをすべて包括してこれができているのか、それともいわゆる本当に目に見える障がいだけという形なのかということをお教えいただきたい。と言いますのは、今、我々は非常にこれに苦勞しております、今、6人に1人とか3人に1人と言われているように、もうクラスが崩壊したりとか、小学校に行ったとき

でも特別支援に入れるのか、それともそのままやっていくのか、今、非常に苦勞しているのです。ですので、そのような、これからどんどん医学が発達してくると、今まではただ少し騒がしい子とか、そのように言われていた子どもたちが、実際問題としては、本当は障がいがあるのだということで、早期発見しないと後で大変なことになってしまうよというような状況が現場ではどんどん出てきているところがありますので、そういうものもすべて包括したうえでのこの計画が出来上がっているのかということをお教えいただきたいということと、あとは、もし本当にそのような、グレーとかと言われているのですけれども、そういう子どもたちに対応するときにもこの計画に全部入っているのかということをお教えいただきたいと思います。

(丸田委員長)

基本的な事柄ですので、事務局からコメントなり説明をお願いいたします。

(障がい福祉課長)

少し話がややこしくなるかもしれませんが、本日ご説明しました「新潟市障がい福祉計画」と「新潟市障がい児福祉計画」、この上位計画として「障がい者計画」というものがございませぬ。そこで具体的な施策の計画等について、これは計画期間6年間で定めているもので、ちょうど今が中間ということになっておりますけれども、そういう計画の中でも、今ご質問がありました発達障がい、いわゆるグレーの方々の早期発見ですとか、早期支援については、中身としては含まれて計画を立てることになっております。実際、今、委員からもご説明がありましたように、その早期発見から、子どもから大人に成長していく過程においてどう支援していくのかということも非常に大きな課題ということで、関係法なども改正されていると思いますので、その中で検討等を進めていくものと認識しております。

(斎藤(聖)委員)

ありがとうございます。

(丸田委員長)

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。この後、専門分科会が予定されておりますので、特にご発言がないようであれば、そろそろ閉会にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、以上をもちまして、全体会議を終了させていただきます。この後は、民生委員審査専門分科会、障がい者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会をそれぞれ開催していただきます。では、進行を事務局のお返しいたします。

(司 会)

委員長はじめ委員の皆様、大変ありがとうございました。

引き続き開催いたします専門分科会の会場につきましてご案内させていただきます。民生委

員専門分科会の会場はこのままこちらの会場で行いますので、委員の皆様、恐れ入りますが、会場の準備が整うまでロビー等でお待ちいただければと思います。障がい者福祉専門分科会は市役所本館 6 階第 3 委員会室、高齢者福祉専門分科会は市役所本館 6 階第 4 委員会室、児童福祉専門分科会は、当初市役所本館 6 階第 5 委員会室とご案内させていただいておりましたが、第 1 委員会室に変更させていただきましたのでご承知おき願います。係の者がそれぞれの分科会会場にご案内させていただきますので、恐れ入りますが、ご移動をお願いしたいと思います。

本日は、全体会、大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。